

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 12 月 1 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600264 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600122 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成19年7月13日は10万円、同年12月13日は12万円に訂正することが必要である。

平成19年7月13日及び同年12月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年7月13日及び同年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和46年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年7月
② 平成19年12月

請求期間①及び②においては、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。

請求期間①及び②に係る賞与が支払われていた証拠として、当該期間の給与明細書（夏期賞与、冬期賞与）を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間の給与明細書（夏期賞与、冬期賞与）及び預金通帳の写し並びに同僚から提出された当該期間に係る給与明細書（夏期賞与、冬期賞与）の写し等から、請求者は、請求期間①に10万円、請求期間②に12万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、上記預金通帳の写しで確認できる振込日から、請求期間①は平成19年7月13日、請求期間②は同年12月13日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年7月13日及び同年12月13日について、請求者の健康保険厚生年金保険

被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。